

2019年3月25日

お客様各位

セントラル短資株式会社

民法の一部改正に基づく振替決済口座管理規程等の改定について

今般、民法の一部改正に基づき定型約款に関する規定が新設されることに伴いまして、弊社振替決済口座管理規程等の改定を行いましたことをお知らせ致します。

改定後の全文につきましては弊社ホームページ下部、新旧対照表につきましては「セントラル短資からのお知らせ」に掲載しております。

なお、今後振替決済口座管理規程等を改定する際は、改定を行う旨及び改定後の全文並びにその効力発生時期を弊社ホームページにてお知らせ致しますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

以上

【本件に関するお問合せ先】

セントラル短資株式会社 証券業務管理室

TEL 03-3243-1456